

各会計年度における請負代金の支払い限度額について

会計年度が2か年以上にわたる事業に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額は次の通りとする。

| 会計年度 | 支払限度額 | 支払回数 |
|-------|--------------|------|
| 令和5年度 | 55,500,000円 | 1回 |
| 令和6年度 | 82,000,000円 | 1回 |
| 合計 | 137,500,000円 | 2回 |